

○学生の懲戒等に関する規程

制定 平成 20 年 9 月 24 日

改正 平成 26 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岐阜市立女子短期大学学則第 5 6 条第 2 項の規定に基づき、学生の懲戒等に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類及び効果)

第 2 条 学則に定める懲戒の効果は、次のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を失わせること。この場合、再入学は認めない。
- (2) 停学 一定の期間登校を禁じること。
- (3) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

(教育的措置の種類及び効果)

第 3 条 教育的措置は、学生の本分について反省を促す措置であり、その種類と効果は次のとおりとする。

- (1) 嚴重注意 口頭により注意を与え、反省を強く求めること。
- (2) 注意 口頭により注意を促すこと。

(懲戒の対象行為)

第 4 条 懲戒または教育的措置（以下「懲戒等」という）の対象となる行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) 本学の秩序を乱し、教育・研究を妨げる行為
- (3) 定期試験等における不正行為
- (4) 人権を著しく侵害する行為
- (5) 不正アクセス等、著しく情報倫理に反する行為
- (6) その他本学の名誉・信用を著しく失墜させる行為

(調査委員会)

第 5 条 教職員が懲戒等の対象とみなされる行為（以下「事案」という。）を知り得たときは、直ちに副学長に報告し、副学長は学長に報告する。学長は、当該事案について調査委員会を設置し、調査委員会に調査及び審議を付託する。

2 調査委員会は、次に掲げる委員によりその都度構成する。

- (1) 副学長
- (2) 当該学生の所属する学科長
- (3) 当該学生のクラス担任
- (4) 副学長が委嘱する教職員 2 名

3 調査委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

(調査及び審議)

第6条 調査委員会は、速やかに当該事案に係る事実調査及び審議を行う。

2 調査委員会は、当該学生に対し、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

3 調査委員会は、当該事案について本学の教職員及び学生から事情聴取を行うことができる。

4 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 学長は、必要に応じて調査委員会に出席し、意見を述べることができる。

6 調査委員会は、調査及び審議結果を基に、懲戒等の要否及び懲戒等を要する場合のその内容について、調査報告書（様式第1号）により学長に報告する。

（懲戒の対象とみなされる行為が判明した場合の措置）

第7条 学長は、第6条第6項の報告に基づき、当該事案が退学又は停学となり得る行為として明らかであり、かつ、登校を禁じることが必要と判断した場合は、当該学生に対し、直ちに謹慎を命ずることができる。

（懲戒等の決定）

第8条 学長は、第6条第6項の報告に基づき、教授会の議を経て懲戒等を決定する。

（停学期間）

第9条 停学期間は在学年数に含める。

2 停学の始期は当該教授会の議を経て学長が決定する。

3 停学の期間の計算は、暦日計算による。

4 停学の期間には謹慎の期間を含めることができるものとする。

（懲戒処分の内示）

第10条 懲戒処分の内示は、当該学生の所属する学科長が懲戒処分内示書（様式第2号）を当該学生に交付して行うものとする。

（懲戒処分に対する異議申し立て）

第11条 懲戒処分の内示を受けた学生が当該処分に対して異議がある場合は、異議申立書（様式第3号）により異議を申し立てることができる。

2 前項の異議申し立ては、懲戒処分の内示を受けた後、10日以内に行わなければならない。

3 異議申し立てがあった場合には、学長は調査委員会に付議するものとする。

4 調査委員会は、当該異議申し立てについて審査を行い、再調査報告書（様式第4号）を学長に提出して報告する。

5 学長は、第4項の報告の結果を受け、教授会の議を経て、懲戒処分の最終決定を行う。

6 懲戒処分の内示を受けた後、10日以内に異議申し立てがない場合は、第8条で決定した懲戒処分が確定する。

（懲戒処分の告知）

第12条 懲戒処分の告知は、学科が懲戒処分告知書（様式第5号）を当該学生に交付し

て行うものとする。

2 学長は、当該学生の氏名を伏して、懲戒処分決定を一般学生に公示することがある。

3 停学または訓告処分を受けた学生は、学長に反省文を提出しなければならない。

(教育的措置の実行)

第13条 教育的措置は、学長が、副学長、当該学生の所属する学科長、クラス担任の立会いの下に行うものとする。

2 教育的措置を受けた学生は、学長に反省文を提出しなければならない。

(定期試験等における不正行為)

第14条 定期試験等において不正行為を行った場合は、懲戒等に加えて、当該学生が履修した科目(当該科目を含む)の単位を認定しないことがある。

(その他)

第15条 停学中及び謹慎中の試験等の受験及び履修手続は、次のとおりとする。

(1) 停学中及び謹慎中の試験等の受験は認めない。

(2) 停学中及び謹慎中の履修手続は、本学が定めた履修手続期間に行うことができる。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年9月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(様式第1号)

調査報告書

平成 年 月 日

岐阜市立女子短期大学長 様

調査委員会

委員長 _____ (印)

下記のとおり、調査及び審査結果を報告します。

記

学生氏名等	学科	
	学年	
	氏名	
懲戒等の要否	要 ・ 否	
処分等の内容	懲戒処分	退学 ・ 停学 (期間) ・ 訓告
	教育的措置	厳重注意 ・ 注意
処分等の理由及び判断		

(様式第2号)

懲戒処分内示書

学科 年

学籍番号

氏名 _____

岐阜市立女子短期大学学則第47条第3項の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を内示する。この処分に対して不服である場合は、本日より10日以内に様式第3号により、異議申し立てを行うことができる。

記

処分の内容	
処分の理由	
処分年月日	平成 年 月 日

平成 年 月 日

岐阜市立女子短期大学長

(様式第3号)

異議申立書

平成 年 月 日

岐阜市立女子短期大学長 様

学科 年

学籍番号

氏名 _____

私は、平成 年 月 日付けで懲戒処分の内示を受けましたが、下記の理由により異議を申し立てます。

記

処分の内容	
異議申立の理由	

(様式第4号)

再調査報告書

平成 年 月 日

岐阜市立女子短期大学長 様

調査委員会

委員長 _____ 印

下記のとおり、再調査及び再審査結果を報告します。

記

学生氏名等	学科	
	学年	
	氏名	
処分減免の要否	要 ・ 否	
処分減免の内容	懲戒処分	停学（期間 ） ・ 訓告
	教育的措置	厳重注意 ・ 注意
処分減免の理由及び判断		

(様式第5号)

懲戒処分告知書

学科 年

学籍番号

氏名 _____

岐阜市立女子短期大学学則第47条第3項の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分をする。

記

処分の内容	
処分の理由	
処分年月日	平成 年 月 日

平成 年 月 日

岐阜市立女子短期大学長